

科目名	<b>親族・相続法 (家族法)</b>	科目分類	■専門科目群 (第1グループ) □総合科目群 (第2グループ)	
			法律学科	□必修 ■選択
			学科	□必修 □選択
英文表記	Family Law	開講年次	□1年 □2年 ■3年 □4年	
ふりがな	さとう かつえ	開講期間	■前期 □後期 □通年 □集中	
担当者名	佐藤 克枝	修得単位	4単位	
授業のテーマ	婚姻、離婚、親子、扶養および相続など家族に関する制度や法的諸問題について学ぶ。			
授業概要	家族における法的な問題とその解決方法を学びます。また、少子・高齢化、生殖補助医療技術の発展など、民法制定時には想定されていなかった問題についてもふれていきます。			
到達目標	親族法、相続法のそれぞれについて、基本事項を説明することができる。事案を見て、何が法的に問題となっているかを指摘し、意見を述べることができる。			
授業時間外の学習	テキストを通読すること。毎回の授業前に、前回部分を復習すること。			
履修条件	民法総則を履修していることが望ましい。			
授業計画				
第1回	民法における家族法の位置づけ、家族法の歴史	第17回	相続人の範囲と順位、相続分(相続人・法定相続分のルール、代襲相続、法定相続分の修正)	
第2回	親族法概観(親族関係の概念、範囲、相互扶助)	第18回	相続欠格・相続排除、相続回復請求権	
第3回	婚姻の要件(婚姻障害、届出、婚姻意思の合致、婚姻の無効・取消し)	第19回	相続財産の範囲(包括継承、相続の対象となる権利義務①)	
第4回	婚姻の一般的効果(夫婦間、夫婦以外の第三者との関係)	第20回	相続財産の範囲(相続の対象となる権利義務②)	
第5回	夫婦財産制	第21回	相続の対象とならない権利義務 祭祀財産	
第6回	離婚(離婚の方法)	第22回	法定相続分の計算	
第7回	離婚(離婚の効果)	第23回	遺産共有・遺産分割(1)	
第8回	婚姻外の男女関係(婚約・結納、内縁)	第24回	遺産共有・遺産分割(2)	
第9回	実子(親子関係の基本的枠組み、嫡出子と非嫡出子)	第25回	相続の承認・放棄(単純承認・限定承認・放棄) 遺産分離	
第10回	生殖補助医療により生まれた子の親子関係	第26回	相続人の不存在(相続人不在における財産の清算、特別縁故者による財産分与請求、国庫帰属)	
第11回	養子(制度の概観、普通養子、離縁、特別養子)	第27回	遺言(遺言能力、方式、遺言事項、効力、執行、撤回)	
第12回	親権(親権の行使、制限、終了)	第28回	遺言(記載要領)	
第13回	後見(成年後見制度の概観、法定後見、任意後見、登記)	第29回	遺留分(遺留分権者と遺留分の割合、算定の基礎となる財産、遺留分減殺請求権)	
第14回	扶養(権利義務、順位、方法、扶養請求権の処分禁止等)	第30回	後半のまとめ	
第15回	前半のまとめ	第31回	定期試験	
第16回	相続概観(相続の意義、特徴、相続の開始) ・中間試験			
テキスト	本山敦ほか『家族法』日本評論社			
参考文献・資料	佐藤義彦ほか『民法V—親族相続法(第4版)』有斐閣、『民法判例百選Ⅲ親族・相続』有斐閣			
成績評価の方法	小テスト(10%)、試験(中間30%、期末30%)、受講態度30%			
成績評価基準	【平成27年度(2015)以前に入学した学生】 優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下) 【平成28年度(2016)以降に入学した学生】 秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下) ※出席回数が規定に満たない場合、試験を受けることができません。			

オフィスアワー	火曜日 13:00～14:30・金曜日 10:40～12:10
学生へのメッセージ	家族法（親族法・相続法）では、家族という身近な関係を対象としている対象としているので比較的とりかかりやすい領域です。また民事の法律相談では大半を占める内容ですので積極的な履修を期待します。